

# 最上町農業委員会第 37 回総会議事録

日 時 令和 2 年 6 月 25 日 (火) 午後 3 時 00 分～  
場 所 最上町役場 3 階 大会議室  
招 集 者 最上町農業委員会 会長 後藤 一 男

日程第 1 会期の決定について  
日程第 2 議事録署名委員の指定について  
日程第 3 議案

## 1. 出席委員 (12 名)

1 番 庄司千賀夫	2 番 齊藤 則子	3 番 中  寫  聡
4 番 奥山定次郎	5 番 渡部 浩栄	6 番 高橋光廣
7 番 五十嵐一春	8 番 奥山勝明	9 番 渡邊紀栄
10 番 小林吉雄	11 番 二戸孝一	12 番 後藤一男

## 2. 欠席委員 (0 名)

## 3. 会議に出席した農地利用最適化推進委員

藤畑 智 今田 源光 伊藤 凡 齊藤 和広 大場 充

## 4. 会議に出席した職員

事務局 長 板垣 誠弘 農業委員会庶務係長 後藤 卓哉

## 5. 会議に付議した事項

議事 報告第 1 号 「農業委員会の適正な事務実施について」に係る平成 31 年度  
農業委員会の点検・評価及び令和 2 年度の目標及びその達成  
に向けた活動計画に対する意見聴取結果の報告について

報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 最上町農用地利用集積計画について

## 【開 会】

議 長 : ただ今より、令和2年度最上町農業委員会第37回総会を開会いたします。本日は全員出席しておりますので本総会は成立いたします。

## 【会期の決定】

議 長 : 日程第1、会期の決定について議題といたします。お諮りいたします。会期は本日1日限りといたします。これに異議はございませんか。  
(異議なしの声)  
全員異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

## 【議事録署名委員の指名】

議 長 : 日程第2、最上町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)  
ご異議なしと認めます。それでは、2番委員、3番委員兩名にお願いいたします。それでは、日程第3、議事に入ります。

## 【議 事】

議 長 : 報告第1号「「農業委員会の適正な事務実施について」に係る平成31年度の農業委員会の点検・評価及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画に対する意見聴取結果の報告について」事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 : 報告第1号「「農業委員会の適正な事務実施について」に係る平成31年度の農業委員会の点検・評価及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画に対する意見聴取結果の報告について」説明いたします。令和2年6月25日提出。  
(報告第1号 朗読説明1件)

議 長 : ただいま事務局より報告がありました。このことについて、ご意見、ご質問はございませんか

議 長 : ないようですので、報告のとおりといたします。  
次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局 : 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」報告いたします。農地法第18条第6項の規定による通知が下記のとおりあったので受理したものである。令和2年6月25日提出  
(報告第2号 朗読説明1件)

議 長 : ただいま事務局より報告がありました。このことについて、ご意見、ご質問はございませんか。

4番議員 : 解約した理由はなんですか？。

事務局 : 今後、他の土地とまとめて契約をし直したい為、基盤法の契約終了に併せて一旦解約をしました。これからまた、契約する予定であります。

議 長 : ほかにございませんか。ないようでしたら、報告のとおりといたします。  
次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条の規定による許可申請書の提出が下記のとおりあったので、同条第1項の規定により可否を決定しようとするものである。  
令和2年6月25日提出  
(議案第1号 朗読説明3件)

議 長 : ただ今、事務局より説明がありました。議案第1号については調査員報告がございます。

4番議員 : 場所は位置図で確認してください。1番は贈与ということでしたが、とくに問題ないと思われます。  
2番も事務局から説明があったように、自宅へ近く、問題なく農地活用してもらえるのではないかと思います。

11番委員 : 場所は位置図で確認してください。申請地はまだ作付けされていませんでしたが、トラクターなどで耕作すればすぐに作付けできると思われます。

問題はないと確認いたしました。

議 長 : ご苦労様でした。議案第1号について審議をお願いいたします。質疑はございませんか。

今田推進委員 : 3番について、自宅から遠く離れた土地を買って、何をするのか。

事務局 : 今回申請した、譲受人の息子さんが土地の近くに住んでおり、実際に耕作するのは息子さんになります。

議 長 : ほかにございませんか。ないようでしたら、議案第1号について、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」農地法第5条の規定による許可申請書の提出が下記のとおりあったので、同法施行規則第6条の第2項の規定により意見を附して知事に進達しようとするものである。令和2年6月25日提出

(議案第2号 朗読説明1件)

議 長 : ただ今、事務局より説明がありました。1件については調査員報告があります。

11番委員 : 場所は位置図で確認してください。

砂利採取に際して、周辺でも砂利採取が行われており、特に問題はないと確認してきました。

議 長 : ご苦労様でした。議案第2号について審議をお願いいたします。質疑はございませんか。

(4番委員挙手)

4番委員 : 砂利採取を行った場所をそのままにせず、ちゃんと利用してほしい。安全面も対策をしっかりとしてもらいたいです。

事務局 : 安全対策を行い、一時転用後は農地としてしっかり活用できるよう指導を行います。

議長 : ほかにありませんか。ないようでしたら、議案第2号について採決いたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第2号については、原案のとおり承認されました。次に議案第3号「最上町農用地利用集積計画について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第2号「最上町農用地利用集積計画について」農業経営基盤強化促進法に基づく下記の農用地利用集積計画について、同法第18条第1項の規定により意見を決定しようとするものである。令和2年6月25日提出。

(議案第3号 朗読説明4件)

議長 : ただいま事務局より説明がありました。議案第3号については4件の議案がありますが、1番は当事者がおりますので、1件を除いた案件について審議をお願いいたします。質疑はございませんか。

議長 : ないようでしたら、議案第3号の1件を除いた案件につきまして採決をいたします。議案第3号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第3号の1件を除いた案件については、原案のとおり承認されました。続きまして、1番の案件ですが、会議規則第11条により当事者退席の審議になっております。

(当事者退席)

それでは、議案第3号の1番の案件について審議をお願いいたします。ございませんか。

(4番委員挙手)

4番委員 : 土地を貸す期間が7月からというのはなぜなのか。作付けするのに時期が遅いのではないか。

事務局 : 新しい耕作者を探していたが、なかなか決まらずこの時期になってしまった。今年はそばを植える予定です。

議長：ほかにございませんか。ないようでしたら、採決をいたします。議案第3号の1番について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第3号の1番については、原案のとおり承認されました。

(退席者着席)

## 【閉 会】

議長：以上で本日の議案審議はすべて終了いたしました。  
よって、令和2年度最上町農業委員会第37回総会を閉会いたします。